

新八戸市体育館整備等事業について

1 実施方針（案）等に対する質問等について

- (1) 募集期間：令和7年3月28日から令和7年5月30日まで
- (2) 提出者数：12者
- (3) 質問等数：268件

<事業者から提出された主な質問>

- ・新体育館で実施する各種スポーツ大会の規模を教えてください。
- ・現在の長根公園の維持管理費用を教えてください。
- ・募集要項等を公表してから参加表明書の提出期限まで十分な期間がほしい。
- ・特定建設企業は複数グループに参加可能な要件となっているが、情報漏洩の点で問題があるため、見直してほしい。
- ・設計企業、運営企業等は市内に本店のある企業を1者以上含むよう努めることとあるが、評価の対象となるか教えてください。

- (4) 回答時期：令和7年9月（市ホームページで公表）

2 新八戸市体育館整備等事業調査検討業務委託について

(1) 目的

八戸市体育館の建て替え及び維持管理・運營業務（以下「新体育館整備等事業」）の実施にあたり、PFI事業者を選定するための調査・支援等を行うもの

(2) 内容

- ① 実施方針等の作成（民間事業者の意見等を踏まえて調整）
- ② 公募資料の検討
 - ・モデルプラン等の作成（予定価格算出等の基礎資料）
 - ・特定事業の選定資料の作成（VFM算定等によるPFI事業の評価）
 - ・公募資料の作成（募集要項・予定価格・選定基準・事業契約書等）
- ③ マーケットサウンディング調査
 - ・実施方針等に対する事業者との個別対話（事業者が参加しやすい条件検討のため）
 - ・参加予定事業者との競争的対話（提案内容の確認・交渉）

(3) 委託契約の概要

受注者 デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザーズ合同会社
東京都千代田区丸の内三丁目2番3号丸の内二重橋ビルディング
委託期間 令和7年7月11日から令和8年3月27日まで
委託料 29,952,450円（消費税及び地方消費税の額を含む）

3 PFI事業等事業者選定委員会について

(1) 目的

新体育館整備等事業のPFI事業者の選定にあたり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」）第11条の規定による客観的な評価を行うため、PFI事業等事業者選定委員会を市の附属機関として設置するもの

(2) 職務

PFI法に基づく特定事業又はこれに類する事業における民間事業者の選定その他必要な事項の調査審議に関すること。

(3) 組織

- ① 委員数：7人予定（学識経験者、PFI事業に関し専門的知識又は資格を有する者（金融・財務等）、市職員）
- ② 会議予定：令和7年度は3回程度

(4) 八戸市附属機関設置条例の一部改正

① 改正の理由

PFI事業等事業者選定委員会を設置するためのものである。

② 改正の内容

- ・八戸市附属機関設置条例

名称	担任する事務
PFI事業等事業者選定委員会	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づく特定事業又はこれに類する事業における民間事業者の選定その他必要な事項の調査審議に関すること。

- ・八戸市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例

八戸市附属機関設置条例の一部改正に伴い、委員の報酬及び費用弁償を定める別表を一部改正

③ 施行期日

令和7年10月1日

4 今後のスケジュール

今後のスケジュールは、事業者等の意見を踏まえて、募集要項等の公表から参加表明書の受付及び提案審査書類の受付までに十分な期間を確保するよう設定したものであり、令和8年度中の事業着手に変更なし。

変更前	変更後	内容
令和7年 6月	9月	実施方針（案）等に対する質問等への回答
6月	10月	実施方針等の公表
9月	11月	特定事業の選定・公表
—	12月	債務負担行為の設定
11月	12月	募集要項等の公表
12月	令和8年 2月	参加表明書の受付 ※募集要項等の公表から2か月確保
令和8年 2月	3月	競争的対話の実施
4月	6月	提案審査書類の受付 ※募集要項等の公表から6か月確保
5月	6月	提案審査書類の審査
6月	7月	優先交渉権者の決定
7月	8月	選定事業者との基本協定の締結
8月	11月	PFI事業者との事業仮契約の締結
9月	12月	PFI事業者との事業本契約の締結